

障がい者福祉制度のご案内

身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある方に、熊本県知事から交付される手帳です。障がいの範囲は、視覚障がい・聴覚障がい・平衡機能障がい・音声機能・言語機能の障がい・そしゃく機能の障がい・肢体不自由・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい・肝臓機能障がいに分けられ、『障害』の程度は、重い方から順に1級、6級まで分けられています。

○申請手続 身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真（たて4cm×よこ3cm）・印鑑

知的障害者福祉手帳（療育手帳）

知的障がいのある方が様々な制度を利用する際に必要となる手帳です。障がいの程度によってA（重度）とB（中・軽度）に分けられます。

○知的障がいの定義 「知的障がい」とは、一般的知的機能が明らかに平均よりも

低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳頃までに現れるものを指します。

○申請手続 手帳交付申請書・写真1枚（たて4cm×よこ3cm）・印鑑

※申請後、申請者ご自身が熊本県福祉総合相談所に向いての判定が必要となります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期（6ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため熊本県から交付されます。

○申請手続 申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・写真1枚（たて4cm×よこ3cm）・印鑑

※精神障がい事由とする障害年金を受給されている方は診断書に代わり年金証書で申請することもできます。

●各種手帳の申請書は市役所及び各支所にあります。

●各種手帳の交付には、県の判定が必要となりますので2ヶ月ほどかかります。

特別障害者手当

身体又は知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給される手当です。（認定審査基準、所得による支給制限があります。）

【手当額】
月額26,340円
（金額は変更があります）

〔次の方は該当しません〕

- 身体障害者更生施設等の社会福祉施設に入所している方
- 病院・診療所・老人保健施設等に3ヶ月を超えて入院（入所）している方

特別児童扶養手当

20歳未満の精神（知的）又は身体に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方に対して支給される手当です。児童が児童福祉施設に入所している時は支給できません。

【手当額】
1級 月額50,550円
2級 月額33,670円

障害児福祉手当

精神（知的）又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の重度の障がい児（20歳未満）に対して支給される手当です。（認定審査基準、所得による支給制限があります。）

【手当額】
月額14,330円
（金額は変更があります）

〔次の方は該当しません〕

- 肢体不自由児施設等に入所している方
- 障害を支給事由とする年金給付を受けている方

阿蘇市身体障害者等地方年金制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかを持ち、毎年12月1日現在において、市に引き続き1年以上居住している方に5,000円を12月に支給するものです。

※福祉施設に入所している方は除きます。



児童・生徒の就学指定校の変更制度 12月中にご案内する「入学通知書」をご覧ください

阿 蘇市では、小・中学校への就学につ
いて、教育委員会が住民基本台帳の
住所により就学すべき学校を指定していま
すが、理由があり指定校以外の学校を希望
する方のために、「指
定学校変更申立」とい
う制度があります。こ
の制度は、左記のと
り許可の基準を定めて
実施しています。



なお、来年度の新入学児童・生徒の指定
学校変更については、12月中にご家庭へお
送りする『入学通知書』に手続き方法が記
載されていますので、指定学校の変更を希
望する方は、入学通知書が到着後、所定の
手続きを行ってください。

◆就学指定校変更の基準

- (1) 地理的な事情に関するもの
- (2) 身体的な事情に関するもの
- (3) 家庭の事情に関するもの
- (4) 教育的な配慮を必要とするもの
- (5) その他、教育委員会が適当であると認め
るもの

※学校運営又は施設の状態等から判断し、
指定校変更が認められない場合があります。
す。その他、それぞれの基準の詳細につ
いては、教育委員会におたずねください。

《問い合わせ先》 教育委員会 学務1係 ☎22-3229

受け忘れはありませんか？ 女性のがん検診無料クーポン対象の方へ

節 目年齢の方にお送
りしている子宮が
ん検診・乳がん検診の無
料クーポン券の期限が、
本年12月までとなつてい
ます。年末は込み合いま
すので、早めに受診しま
しょう！



クーポン券 見本

項目	子宮がん検診	乳がん検診
対象者	平成 2年4月2日～平成 3年4月1日生 昭和60年4月2日～昭和61年4月1日生 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日生 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
期限	平成23年12月24日(土)	平成23年12月28日(水)
医療機関	阿蘇温泉病院 電話(32-0881)	阿蘇中央病院 電話(34-0311)

- いずれも事前予約が必要です。
- 転入された方で受診をご希望の方、券を紛失された方、その他お問い合わせは下記までお電話ください。

《問い合わせ先》 一の宮保健センター ☎22-5088 55-5088

